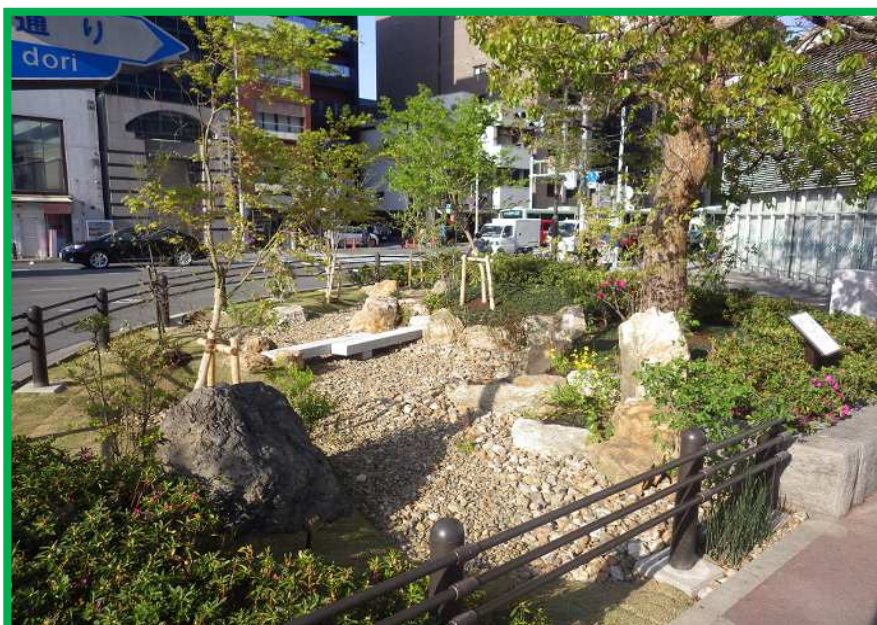


京都市都市緑化審議会 市民委員を募集します



写真：雨庭（四条堀川交差点南東側）



京都市では、都市緑化、公園及び緑地に関する事項について御審議いただくため、「京都市都市緑化審議会」を設置しています。

この度、当審議会に市民委員として御参加いただける方を募集します。多数の皆様の御応募を心からお待ちしています。

【 募集人数 】 2名

【 募集期間 】 令和2年12月25日（金）～ 令和3年1月29日（金）（消印有効）

【 応募方法 】 応募用紙を御持参いただくほか、郵送，FAX，電子メールで受け付けます。

○様式は自由ですが、下記のホームページから応募用紙をダウンロードできます。

○受付時間：午前8時45分～午後5時30分（土日祝及び年末年始を除く。）

【 お問合せ・応募先 】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局みどり政策推進室 調整担当

電話：075-222-4114 FAX：075-212-8704

E-mail：ryokusei@city.kyoto.lg.jp

URL：http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/57-14-0-0-0-0-0-0-0-0.html

京都市都市緑化審議会

検索

この印刷物が不要になれば、
「雑がみ」として古紙回収等へ！



1 公募目的

「京都市都市緑化審議会」の委員を広く市民から公募することにより、市民の意見を本市の緑化行政に反映させるため。

2 市民委員数及び任期

市民委員の数は、2名です。

市民委員の任期は、委嘱日（令和3年4月1日予定）から令和5年3月31日（2年間）とします。

3 職務内容

市民委員は、任期中に開催される会議（年間2回程度）に出席し、本市都市緑化、公園及び緑地に関する事項について、御審議いただきます。

4 応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 市内に居住又は通勤、通学する、満15歳以上の方（令和3年4月1日現在）
審議会を平日に開催するため、学生の方は、学校の許可が必要となります。
- (2) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (3) 国籍は問いませんが、日本語での会話が可能な方
- (4) 本市の他の審議会に2つ以上、市民委員として参画していない方
- (5) 平日の日中に開催される会議に出席できる方

資格喪失：次の場合は、委嘱後であっても解嘱となります。

- ・ 応募資格の(1), (2), (5)のいずれかに該当しなくなったとき
- ・ 応募書類の記述に悪質かつ重要な虚偽事項があったとき

5 応募方法

必要事項（氏名、生年月日、年齢、性別、連絡先（自宅、通勤・通学先の郵便番号、住所、電話番号）、応募理由、自己PR）と小論文（テーマ：「市民協働によるまちなか緑化の推進について」 600字程度）を記入のうえ、御持参いただくか、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで御応募ください（様式自由）。

応募は、1人1通とします。それを超える場合は全て無効とします。

なお、応募用紙は返却しません。

6 募集期間

令和2年12月25日（金）～ 令和3年1月29日（金）（消印有効）

7 選考

応募書類を基に、選定委員会で審査を行い、結果は2月下旬頃（予定）に応募者全員にお知らせします。

8 その他

審議会の出席ごとに、本市が定める委員報酬をお支払いします。

【京都市都市緑化審議会について】

「京都市都市緑化審議会」とは、「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」に基づき、本市の都市緑化、公園及び緑地に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるための附属機関として、設置しているものです。

市民委員の皆様には、審議会の場において、これらの事項に関して、日頃からお感じになっていることなど、御意見をいただきたいと考えています。